

資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足額があった場合の事業規模に対する割合で、法適用企業と法非適用企業で資金の不足額算定方法が異なります。

町立長沼病院事業会計・下水道事業特別会計・集落排水事業特別会計がいずれも資金の不足額が発生しておらず、比率はなし（－）となります。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率（法適）} = \frac{\text{資金の不足額（流動資産－流動負債）}}{\text{事業の規模（営業収益の額）}}$$

$$\text{資金不足比率（法非適）} = \frac{\text{資金の不足額（歳入額－歳出額）}}{\text{事業の規模（営業収益に相当する収入の額）}}$$

※流動資産とは現預金・未収金などをいい、流動負債は一時借入金・未払金など双方とも現金または現金化しやすいものを言います。